

には断然反対しなければあらぬ。

ロ、工場法施行令には健康保険法による給付せ工場法施行令による扶助より先であることを規定してゐるが、即ち公傷たる者受ける扶助を百八十日間健康保険法による給付も同じである。然しこう在る工場主の手の負担であつた此の種の扶助を労働者に亦手の半を負担してみる保険料より出すことは労働者たゞろては労働条件の低下であると言はねばあらぬ。

業務上の傷病は専ら金額工場主が責任を負ふべきものである以上、健康保険は業務上の傷病にあっては工場主が責任を負ふ旨の特別規定を設けてある。

然しがれは工場法の改正も畢竟労働者に対する政府の公言である。

ハ、從來の保険法が社會政策的立法であると云ふ意味からその費用は当然労働者資本家、國家の三者によって三分して負担することを適當とする。

即ち現行法の小家負担なる費用徴収の十分の一、被保険者又ヨリ二円以下半過歩である。尚こゝの場合労働者の負担を皆無にするとは原則ではあればども現実政策の立場から三分説を主張する。

ニ、労働組合は最も正しい意図。代表機関である故に保険組合の被保険者側の理事は從つて当然一般從業者の選舉ではあくまで労働組合の存在する所では該組合の推薦に特づきでありが一次、ガニ次、ガニ三次、健康保険審査委員会委員も共に政府の授権をふくめて労働組合からの推薦によろしめであくまでもあらぬ。然ちにれば健康保険組合が労働組合壓迫の手段として應用される事ゝ思惟されらる。

ホ給付額の増加に就ては細目ト決算するので唯方策に述べた官業労働者との合同を同案にして少くとも現在の官業労働者の條件と同一に改正とあればおなじと考へらる。

(四) 尚健康保険法の方を持り社會立法は被保険者、公傷者、苦々体之に次いで失業保険、養老保険、雇用保険等の立法を要求するがあらうと思ふ。

此の外法律中、枝葉上豆ら改正箇所多々あるも法律部に一任する

実行方策

法律部一任

(三) 日本労働總同盟本部より婦人機關紙發行の件(尼ヶ原聯合會提出)可決